

2015年12月22日

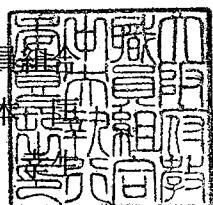
大阪府教育委員会

教育長 向井 正博 様

大阪府教職員組合

中央執行委員長 楠本喜喜

再雇用職員部部長 船曳



2015年度 大阪教組再雇用職員部要求書

再雇用教職員の賃金ならびに勤務労働条件の改善のために、大阪府教育委員会に対し以下の実現を求めます。

記

1. 雇用および勤務の決定にあたって

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律における、「雇用と年金の確実な接続」の趣旨をふまえ、希望する全ての定年退職者及び再任用職員の生活の安定が確保できるよう勤務条件制度の確立を図ること。
- (2) 勤務校の決定の結果、通勤時間や業務負担の過重などが生じることのないよう、本人の要件・希望を十分に把握するなど、勤務条件が悪化しないよう配慮すること。
- (3) 再任用教職員の勤務形態の変更については、本人の希望を尊重すること。

2. 勤務するにあたって

- (1) 雇用時には、本人に労働条件明示書により労働条件を示すこと。
- (2) 配属校での勤務曜日、勤務時間など勤務内容については、勤務当初に本人の納得・合意が得られるよう最大限努力すること。
また、勤務内容について学校長が職場教職員に周知するよう指導すること。
- (3) 年度途中には、勤務曜日、勤務時間など勤務内容の変更を求めないことを原則とすること。
- (4) やむを得ず、所定の勤務時間を超える勤務と勤務日の変更を行う場合は、必ず本人の了解を得るとともに、振替措置を行うなど、適切に対応するよう指導すること。
- (5) 校外活動などの学校行事の引率指導を行う場合には、旅費の支給など必要な措置が行われるようにすること。

3. 勤務条件の整備

- (1) 雇用と年金の確実な接続の趣旨をふまえ、再任用教職員の給料・手当の改善をはかること。とくに給料については「職務給の原則」を踏まえた水準を確保するなど、その働きに見合ったものに改善すること。
- (2) 住居手当等、生活関連の手当を支給すること。また、勤務実績に応じて交通費を実費支給すること。
- (3) 非常勤（若年）特別嘱託員に一時金を支給すること。
- (4) 非常勤（若年）特別嘱託員の無給の特別休暇を有給化すること。

以 上